

(オンライン企画)「サラリーマンの妻のかしい働き方」 質疑応答一覧

生活協同組合パルシステム埼玉

質問	回答
<p>①自由業の場合、130万を超えた場合、社会保険料はどうなるのでしょうか？</p>	<p>妻が自由業で将来収入130万円を超えるのであればご主人の社会保険の扶養には入れないのでご自分で国民健康保険、国民年金、40歳以上になると介護保険にも加入することになります。</p> <p>【130万円未満の基本的な考え方】          給与収入者は収入+交通費が130万円未満          フリーランスは収入-経費が130万円未満</p> <p>但し夫が加入する健康保険の規定によって条件が異なります。例えば、扶養条件が「年収130万円未満」だけの場合もあれば、「年収に加え、月収108,334円(108,334円×12ヶ月=1,300,008円)未満であること」といった条件が設定されている健康保険もあります。</p> <p>経費等を差し引いた後の手取りの年収が130万円未満なのか、経費を引く前の金額が適用されるのかについても必ず夫の加入保険に確認しておきましょう          (夫が厚生年金・健康保険加入のサラリーマン、その夫の被扶養者の妻という前提)</p>
<p>②資料中で、「健康保険」「年金保険」「介護保険」は赤字なのに、「雇用保険」「労災保険」は黒字で記載されているのは、どういう区別なのでしょうか？</p>	<p>社会保険とは左記の5つをさします。</p> <p>資料P16で色を変えた理由          雇用保険は収入に関係なく一定労働時間や条件が加入の条件になります。</p> <p>労災保険は全ての労働者を基本的に加入させないといけないものですが保険料は会社負担です。</p> <p>今回の壁を超えたときに従業員が負担する項目である「健康保険」「年金保険」「介護保険」との区別で色を変えております。</p>
<p>③iDeCo月額1万円していたら社会保険料と所得税・住民税がかからない収入の上限はいくらになりますか。</p>	<p>前提条件として埼玉花子さんが501人未満の事業所で勤務という条件でお答えします。</p> <p>iDeCo月額1万円×12ヶ月で年額12万円とすると12万円全額が控除対象金額になります。          所得税は(収入-給与所得控除-各種控除)×税率で計算します。</p> <p>115万-給与所得控除55万-基礎控除48万-iDeCo12万=0 課税所得は0なので所得税がかからないのは115万円です。</p> <p>住民税は控除の金額や調整控除など複雑ですので市役所市民税課へお問い合わせ下さい</p> <p>106万円の社会保険加入要件に該当すると上記のとおりではなくなります。          ※所得税の相談窓口は税務署になります。社会保険料については、iDeCoの控除はありませんので、iDeCoを利</p>

質問	回答
	用してもしなくても、上限（106 万円または 130 万円）は変わりません
<p>④主婦や 23 歳未満の子供が自営（雇用ではない働き方）や資産収入がある場合、税控除や社会保険加入条件の計算方法はどうなりますか？ボーダーとなる金額は同じですか？</p>	<p>社会保険については、ご加入の健康保険によって条件や合計の範囲には多少相違もあります（例えば、利子や配当の扱いは合計する保険者もしない保険者もあります）ので、ご主人の加入の健康保険（会社の健保組合や協会けんぽなど加入している健康保険）の規定を確認ください。</p> <p>・税金については、収入から控除するものをひいた残り（「課税所得」）に税率をかけるという原則は同じです。</p> <p>パートの場合、控除は定額（55 万円）でしたので、ラインの収入は 103 万円となりました。</p> <p>自営の場合は、給与所得控除ではなく経費を控除することになりますが、控除する経費の金額は人により異なるため、収入としてのラインは示せません。</p> <p>所得で考えれば、課税所得がゼロ（所得が 48 万円以下）になるようにすれば、税金はかかりません。資産収入についても同様です。（資産収入の内容がわかりませんので、総合課税としてお答えしました）</p> <p>今回はパートの妻に限定してお話しましたので、それ以外の収入については説明を省いています。詳しい情報については、税務署でご相談されるのもよいかと思います。</p>
<p>⑤税金に関する話に必ず「見込み」というのがありますが、ここがよくわかりません。実際、私は社会保険に切り替えたくないのに、10 月までにどうしたらいいのかよくわからないのが不安です。88000 円を超えない月が何回あればいいのか。それが何月から何月の間で見込みを判定しているのか知りたいです。</p>	<p>税金は見込みではなく、実績（1 月 1 日から 12 月 31 日までに得た所得）で計算します。</p> <p>これに対して社会保険は、その時から先の将来 1 年間の収入の見込み（まだ先のことなので「見込み」）で判断します。</p> <p>・「106 万円の壁」については、実際の収入ではなく、会社との労働契約で判断します。その契約において「週 20 時間以上、月額 8.8 万円以上」が社会保険加入の基準となります。ここには、残業代やボーナス、通勤手当は含みません。社会保険加入を避けたいということであれば、5 条件の 1 つでも欠ければよいということになります。</p> <p>・判断の基準になる「20 時間、8.8 万円」とは、実際にいくらもらったか、実際に何時間働いたかではありませんので、実際に超えたかどうかには関係しません。</p>

質問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>•ただし、実際の勤務状態と契約の内容が日常的に違っている状態が長く続く場合、契約の変更や勤務状態の変更は必要となるかもしれません。</li> <li>•判定の期間というものではなく、加入の5条件を全て満たすようになれば、そこからは、社会保険加入となります。</li> </ul>
<p>⑥複数のところから収入を得ている場合の注意点や、メリットデメリットを教えてください。</p>	<p>ここでは今回の学習会のテーマである、パートタイマーの「壁」との関係で、パート掛け持ちということで、お答えします。</p> <p>社会保険106万円の壁については合算せず、1か所の勤務ごとに判定するので、それぞれが5つの条件に当てはまっていなければ、合計106万円を超えていても社会保険に加入しなくてもいいです。</p> <p>ただし、合計130万円以上になると、夫の社会保険の扶養から外れます。この場合は交通費なども含まれますので注意が必要です。</p>
<p>⑦特定扶養控除（大学生）について バイト（103万以下）はありと理解しましたが、ユーチューバーなど雇われていない場合について詳しく教えてください。</p>	<p>フリーランスの方も給与収入の方も特定扶養になる所得の計算は「収入－経費（給与所得者は給与所得控除）＝所得48万円以下」です。</p> <p>給与所得控除は収入金額に応じて経費である給与所得控除の金額が確定していますが、フリーランスの方の経費は人それぞれです そのため、収入としてのラインは示せません。 詳しくは税務署の相談窓口でご相談ください。</p> <p>参考までにフリーランスの社会保険については、収入－経費が130万円未満ですが、健康保険のルールによって判定が決まるので、扶養者である親の加入する健康保険の規定を確認ください。</p>
<p>⑧次回6/2に今どきの教育費という講座があるとのことでしたが、仕事があり参加できません。ぜひ聞いてみたいのですが、アーカイブ視聴などが可能でしょうか？</p>	<p>アーカイブ視聴は予定していません。</p>
<p>⑨質問が2点あります。</p> <p>(1)毎月引かれる所得税の金額は、どの期間を基準に決めてれているのですか？前年と今年の収入が、かなり差があるときは、前年で試算するのですか？講義の中で1、2、3月を元に…のようなお話があった気がしたので、その辺り教えてください。</p> <p>(2)収入が高くなり、健康保険に入ると傷病手当が需給できると思うのですが、その時1年半受給できるとのお話でしたが、それは1回の傷病手当を受給する事由についてでしょうか？</p>	<p>(1) 4月から6月の給料をもとに決まるのは「社会保険料」です。 毎月の給与やボーナスから徴収される所得税（及び復興特別所得税）の額は、国税庁のホームページで確認できる「給与所得の源泉徴収税額表」という表に当てはめ計算されます。</p> <p>(2) 別の事由であれば再度通算1年6か月間給付できます。</p>

質問	回答
<p>例えば、時間があまり経たない時期に再度傷病手当を受給できる事由になった時、それぞれ MAX1 年半受給できるのでしょうか？</p>	
<p>⑩学資保険も控除になりますか？</p>	<p>学資保険は教育費の積み立てという【貯蓄】の側面と、契約者（パパあるいはママ）に万が一のことが起こった場合、以降保険料の払い込みが免除になる【生命保険】の側面を兼ね備えています。</p> <p>この特徴から【一般生命保険控除】に分類されていますが医療保障特約付きの場合は介護医療保険料控除の対象となる場合もあります。</p> <p>生命保険料控除の対象の保険であれば『生命保険料控除証明書』が加入している生命保険会社から毎年 10～12 月ぐらいに送られてきます。生命保険料控除証明書にはあらかじめ保障内容に応じて保険料が分類されて記載されていますので申告の際によく確認してください。</p> <p>※見当たらない場合は加入している保険会社に問い合わせてください。</p>
<p>⑪ (1) 別紙の夫の源泉徴収票の支払金額(収入)500 万円には、通勤手当が(月 15 万円まで非課税なので)500 万円の中に含まれない、とのことでしたが、P14 では妻の収入には交通費も含めて 130 万円としていました。もし 103 万円以内で働きたい場合も、『給与に交通費も足した金額で 103 万円以内』と考えなければいけないのでしょうか？</p> <p>(2)別紙の源泉徴収票の半分から上に、『夫の基礎控除 48 万円はどこにも書いてないので、計算するときはその 48 万円も足すように』ということでした。</p> <p>それとは別に、半分から下の埼玉花子さん(妻)の右横の配偶者の合計所得は 48 万円と記載してあります。こちらの妻の欄の 48 万円は、103 万円－55 万円(収入金額×40%－10 万円の計算式に当てはめた時、55 万円に満たないので)＝48 万円 という考え方で合っていますか？</p> <p>そして①の質問に関連しますが、この 103 万円は交通費も含めての 103 万円でしょうか？</p> <p>(3)P4 の e 特定扶養控除(19 歳以上 23 歳未満)の右横の合計所得金額が 48 万円以下(給与換算 103 万円以下)の扱い方を聞き漏らしてしまいました。アルバイトや派遣でいただいた給与は、合計所得金額の計算に入りますか？また、どのような場合なら合計所得金額に入らないのでしょうか？</p>	<p>1)源泉徴収票の支払金額(収入)には月 15 万円までの非課税通勤手当は含まれていません。130 万を(超える判定は非課税交通費+源泉徴収票の支払金額(収入)で考えます。103 万円以内で働きたい場合は交通費は含めません</p> <p>(2)満額の基礎控除 48 万円はどこにも書いてありません。減額された基礎控除を受ける受ける方だけは真ん中あたりの右下基礎控除欄に金額が記載されます。</p> <p>埼玉花子さん(妻)の右横の配偶者の合計所得 48 万円の記載は花子さんの所得金額です。計算式は 103 万円－55 万円(収入金額×40%－10 万円の計算式に当てはめた時、55 万円に満たないので)＝48 万円と合っています。この 103 万円は交通費は含みません。</p> <p>(3)アルバイトや派遣、正社員、パートなど雇用主から給与が出ている給与収入であれば所得 48 万円は収入にすると 103 万円の事になります。</p> <p>YouTube のアフリエイターやウーバイーツのようなギグワーカーのような働き方は経費の金額がそれぞれなので「収入〇〇万円が所得 48 万円です」という言い方が出来ません。</p>
<p>⑫働くだけでなく、FX など為替取引などで、雑所得が増えた場合、保険や年金はいつから払うのか、どこに相談すればいいのか教えてほしい。</p>	<p>ご主人の扶養の範囲内である妻が、収入が超えそうだという事であれば、扶養でいられるかどうかについては、ご主人の健康保険（会社の健康保険組合や協会健保な</p>

質問	回答
	<p>ど、ご主人が加入しているもの)の規定の確認をお勧めします。判断の細部は健康保険によって異なる場合があります。</p> <p>国民年金や国民健康保険に加入については、市役所が窓口です。なお、時期については、扶養でなくなった日から加入の義務が発生します。</p>
<p>⑬給与所得を得ている自分の所得額を計算する際、別表第五と、今回教えていただいた計算式での計算とでは数値が異なるのですが、年末調整時にどちらを主人の会社に報告すればよいのでしょうか。(年間所得を聞かれているため)</p> <p>2ヶ所以上から収入を得ている場合、それぞれの給与で所得を計算してから合計するのと、給与を合計してから所得を計算するのでは、どちらが正しい計算方法なのでしょうか。</p> <p>給与所得と雑所得の違いはどこで判断できるのでしょうか。源泉徴収票の有無なののでしょうか。(謝金と言われて得たお金でも、源泉徴収票が出る法人と、支払調書のみみの法人とがあるのです。)</p>	<p>Ⓐ 「所得」は「源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」の欄をご覧ください。</p> <p>Ⓑ 収入の種類により計算方法が違います。(今回の講座講座は給与収入の計算) 2カ所の収入が2つとも給与の場合は収入の合計で計算式に当てはめられます。</p> <p>Ⓒ 「給与所得」は「雇用契約」によるのが大きな特徴です。「雇用」とは、使用者の指揮監督のもとで、時間的に拘束され、就業規則などのルールのもと行われるものです。 それ以外の請負契約(仕事の結果を提供)や委任契約(弁護士のように委任一受託によるもの)による報酬は、税務上は事業所得や雑収入となるのが原則です。 多様な働き方の時代ですので、税務上の所得区分がわかりにくい報酬もあるかと思います。その場合は、税務署に相談をお勧めします。</p>

- \*いただいたご質問につきましては、一部割愛させていただいています。
- \*個人的なご質問と判断させていただいた場合は、回答を控えさせていただきます。
- \*回答した内容についてのご質問は、お受けすることができません。

以上、予めご理解いただきますようお願いいたします。